

（運行記録計）

第229条 運行記録計の記録性能、精度等に関し、保安基準第48条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 24時間以上の継続した時間内における当該自動車についての次の事項を自動的に記録できる構造であること。

イ すべての時刻における瞬間速度

ロ すべての2時刻間における走行距離

二 運行記録計の瞬間速度の記録は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものであること。

2 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている運行記録計、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計又はこれらに準ずる性能を有するものであって、その機能が正常であるものは、前項各号の基準に適合するものとする。